



第18回

社会保険講座



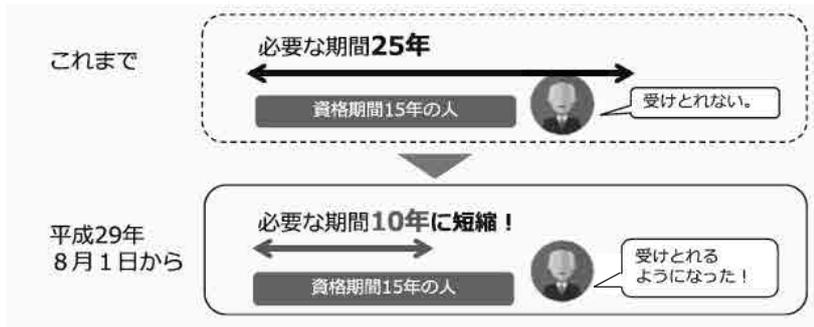
中谷 知世

国民年金法の改正と、また受給資格を得るためにできる手続きをご紹介します。

新たに年金を受け取れる方が増えます。

●受給資格期間が25年から10年に変更されます。

老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。つまり、10年間保険料を納めていれば、老齢年金の受給権利を得ることができます。



年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納付された方は、満額を受け取れますし、10年間の納付では、概ね満額の4分の1になります。



年金の受給資格を得たい、また将来受け取る年金額を増やしたい場合は…

●過去5年間遡って保険料を納めることができます。(後納制度)

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は申込みにより、国民年金保険料を納めることができます。

※平成30年9月までの措置となります。

※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申込みできません。

※「納め忘れ」ではなく「免除期間(学生納付特例含む)」である場合は、過去10年まで遡って保険料を納付できます。(追納制度)

●専業主婦(主夫)の届出漏れの期間の届出(特定期間該当届)

国民年金第3号被保険者から1号被保険者への切り替えの手続きが2年以上遅れている方は、遅れた期間が「保険料未納期間」として記録されています。「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」の手続きをすることで、この「未納期間」が「受給資格期間」に算入することができます。

・夫(妻)が会社員、専業主婦(主夫)の妻(夫)のケース

会社員の夫(妻)

退職した、自営業を始めた、65歳を超えた、亡くなった

もしくは

専業主婦(主夫)の妻(夫)

妻自身の年収が増えて、夫の健康保険の扶養から外れた

→この時に切替手続きをしていなければ、手続きが漏れている可能性があります!!

一度、ご自身の保険料納付期間、免除期間で年金を受給できるのか、満額もらえるのかをご確認下さい。また後納制度や追納制度等を利用することもご検討下さい。